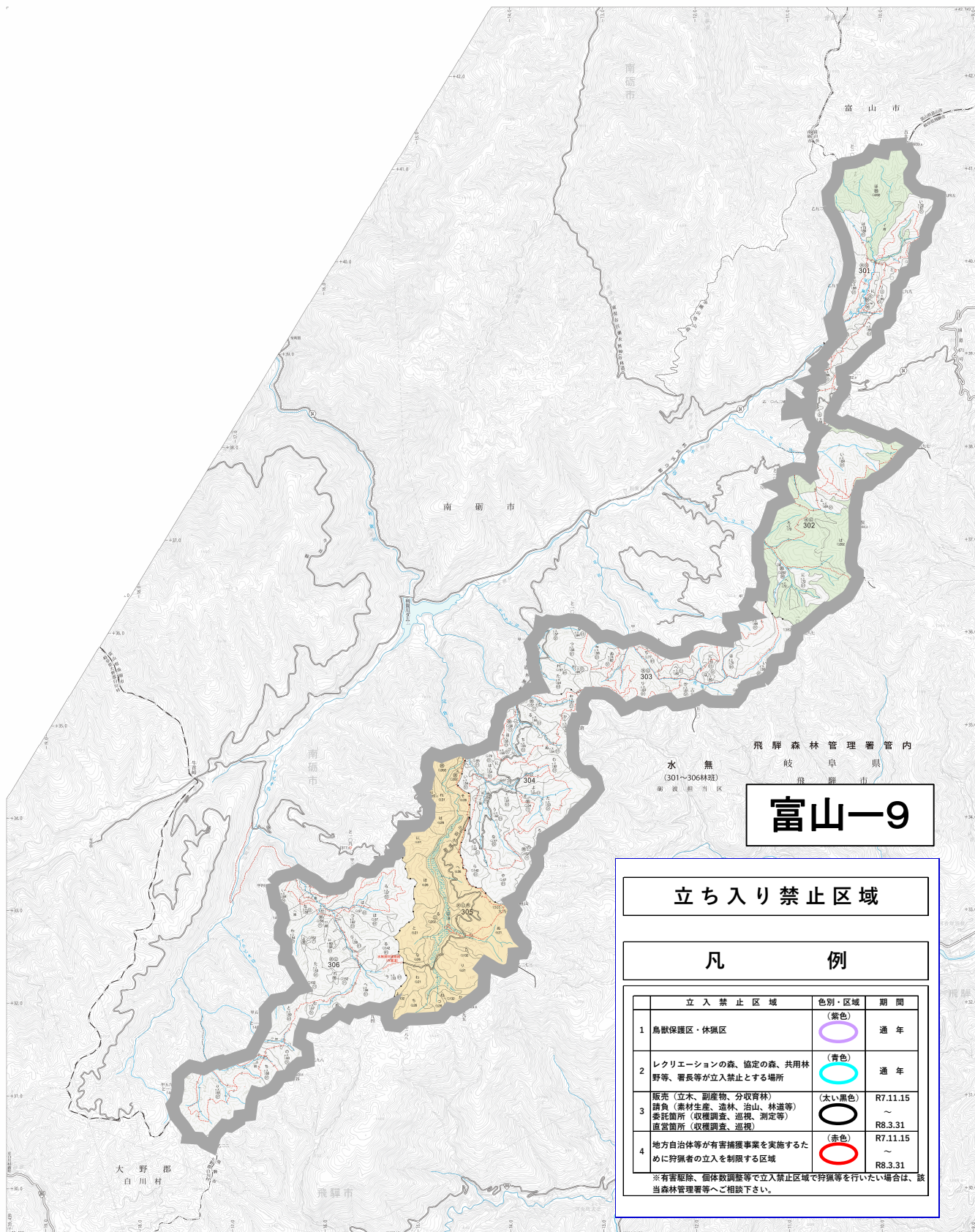




富山一9

立ち入り禁止区域

凡 例

	立 入 禁 止 区 域	色別・区域 (紫色)	期 間
1	鳥獣保護区・休養区	(紫色)	通 年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林 野等、署長等が立入禁止とする場所	(青色)	通 年
3	販売 (立木、副産物、分取育林) 請負 (素材生産、造林、治山、林道等) 委託箇所 (收穫調査、巡視、測定等) 調査箇所 (收穫調査、巡視)	(太い黒色)	R7.11.15 ～ R8.3.31
4	地方自治体等が有害捕獲事業を実施するた めに狩猟者の立入を制限する区域	(赤色)	R7.11.15 ～ R8.3.31

※有害駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、該
当森林管理署等へご相談下さい。